

宇都宮市立西が岡小学校 危機管理マニュアル

災害・学校事故対応（H30 改訂）



天災は忘れた頃にやってくる！

目次

I 組織	2
1 災害対策本部の構成員と主な役割	
2 対策本部・対策班の組織図	
3 主な役割	
II 災害への対応	5
1 巨大地震発生時の対応	5
(1) 学校内教育活動中における地震発生時の対応マニュアル	7
(2) 登下校中における地震発生時の対応マニュアル	8
2 火災発生時の対応	
(1) 学校内教育活動中における火災発生時の対応マニュアル	9
3 気象災害(雷・竜巻・突風・大雨発生時等)への対応	10
(1) 雷発生時	10
(2) 局所的大雨に対する留意点	11
(3) 竜巻・突風	12
(4) 学校内教育活動中における竜巻等発生時の対応マニュアル	13
III 事後の危機管理	14
1 災害対策本部の設置	
2 被害状況の確認等	
3 被害状況を踏まえた対応	
4 応急的な教育計画の作成	
5 避難所運営支援	
IV 事故等への対応	15
1 校外学習時における交通事故	15
2 食中毒	16
3 食物アレルギーによるアナフィラキシー	17
4 熱中症への対応	18
V 新たな危機事象への対応	19

★ 不審者対応については別冊参照

I 組 織（災害対策本部と対策班の設置）

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合において、速やかに児童及び職員の安全確保を図るため、組織に「災害対策本部」と「対策班」を設ける。

1 災害対策本部の構成員と主な役割

〈構成員〉 校長（本部長）、副校長、事務、教務主任、安全指導担当者

〈役割〉

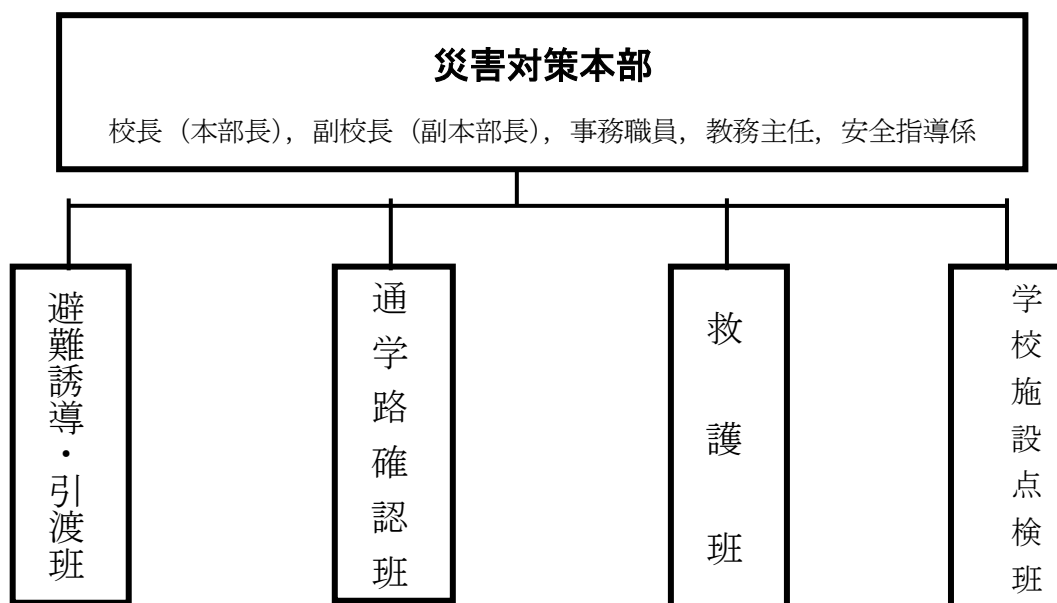
平 時

- ・校 長 … 組織全体の掌握、災害発生時の手順の確認、災害マニュアルのチェック
- ・副校長 … 外部との連絡調整、各対策班の準備状況確認、家庭・PTA、地域へのマニュアルの周知と協力依頼、MC A無線機の管理
- ・安全指導係…災害マニュアルの作成、避難訓練の実施
- ・事務職員 … 防災用品の管理・維持
- ・教務主任 … 引渡し計画の作成と管理

災害発生時

- ・校長（副校長）…災害対策本部長として、災害の状況を判断し、児童の安全を確保する。
児童の安否の確認（最優先事項）、避難誘導の指示、関係機関との連携
- ・事務職員 … 施設、設備の被害状況の確認と本部長への連絡
（揺れが収まってから、他の職員へ指示して把握する）
- ・教務主任 … 通学路の安全確認情報収集と本部長への報告、児童の引渡し

2 対策本部・対策班の組織図



3 主な役割

ア 平 時

本部・対策班	主 な 役 割	必要な備品等	担当者
対 策 本 部	○対応マニュアルの作成 ○避難訓練の実施 ○MC A無線機の使用法理解 ○非常時用物品の調達と維持管理 ○近隣学校との連携 ○地域防災組織との連携 ○学校臨時避難所の設置計画	○マニュアル ○MC A無線機 ○ラジオ, ○懐中電灯 ○小型トランシーバ ー・乾電池 ○非常食, 簡易毛布	◎校長 副校長 事務 教務主任 安全指導係 (自治会長) (PTA会長)
避難誘導 引渡し班	○保護者への引渡計画作成 ○一時待機時の非常用物品の管理・維持	○ハンドマイク ○地区内地図 ○引渡書	◎教務主任 学年主任 安全指導係
通学路確認班	地震発生時に確認すべき通学箇所 の 調査・分析	○地区内通学路 ○デジカメ ○小型トランシーバ	◎交通安全係 担任のない職員
救 護 班	災害発生時に起こりうるけがの予想と 備品・備蓄物品の管理	○応急処置薬品 ○備蓄物品	◎養護教諭 安全指導係
学校施設点検班	災害発生時に確認すべき校内箇所のリス トアップと災害発生後に点検する ときに必要な物品の調達・管理	○ヘルメット ○デジカメ ○校舎内配置図	◎事務職員 安全点検係

イ 災害発生時（震度5強以上の地震，火災，落雷，竜巻等）

本部・対策班	主 な 役 割	必要な備品等	担当者
対 策 本 部	○被害状況の掌握，外部との連絡 ○無線機による市教委との連携 ○災害に関わる情報収集 ○通学路の危険箇所情報の収集 ○施設設備の破損状況収集 ○学校休業・再開の判断，保護者連絡	○マニュアル ○MC A無線機 ○ラジオ ○懐中電灯 ○小型トランシーバ ー	◎校長 副校長 (教務主任) (事務) ※校長不在時は 副校長が代理する。
避難誘導 引渡し班	○避難した子どもの掌握 ○引渡書の確認と引渡した子どものチ ェック ○一時待機している子どもへの対応	○ハンドマイク ○地図 ○引渡書 ○非常食, 簡易毛布	◎教務主任 学年主任 担任 ※教務主任不在 時は児童指導主 任が代理する。
通学路確認班 【火災発生時は	○事前にリストアップした危険箇所につ いて，実際に点検し，本部へ報告する。	○地区内通学路 ○デジカメ	◎安全指導係 担任のない職員

初期消火対応】		○小型トランシーバー ○携帯電話	
救 護 班	負傷した児童の応急処置	○応急処置薬品	◎養護教諭 ※養護教諭不在時は少人数担当者が代理する。
学校施設点検班 【火災発生時は初期消火対応】	○学校施設・設備を点検し、危険箇所がないか確認し、本部へ連絡する。	○ヘルメット ○デジカメ ○校舎内配置図	◎事務 (教務主任)

ウ 事後対応等

本部・対策班	主 な 役 割	必要な備品等	担当者
対 策 本 部	○児童の健康状態の確認 ○余震等に関する情報収集 ○地域の被害状況等の収集 ○校内施設設備の破損状況収集と市教委への報告 ○学校休業・学校再開の保護者への連絡（メール） ○学校臨時避難所の設置運営	○マニュアル ○MCA無線機 ○ラジオ, ○懐中電灯 ○小型トランシーバー	◎校長 副校長 (教務主任) (事務) (自治会長) (PTA会長)
避難誘導・引渡し班	○登校時の出迎え ○引渡書の確認と引渡した子どものチェック	○ハンドマイク ○地図 ○引渡書	◎教務主任 学年主任 担任
通学路確認班	○確認した危険箇所について、本部への報告 ○危険個所における立哨指導	○地区内通学路 ○デジカメ ○小型トランシーバー	◎安全指導係 担任のない職員
救 護 班	○児童の健康状態確認と心のケア	○アンケート	◎養護教諭 (SC)
学校施設点検班	○学校施設・設備を点検し、危険箇所・修理箇所を本部へ連絡する。	○ヘルメット ○デジカメ ○校舎内配置図	◎事務 副校長

Ⅱ 災害への対応

1 巨大地震発生時の対応

《学校に児童がいる時》

【大地震発生（震度5強以上） 大揺れ 30秒～40秒】

（1） 自分の身の安全を確保させ、避難することを考える。

- ① 身の安全を図る。頭、首を両手や持ち物で保護して、少しでも安全な方へ移動する。
- ② 揺れで、出入り口が動かなくなるのを防ぐため、**ドアを開ける**。
- ③ それぞれの場所に応じた身の守り方をする。
 - ・ 教室・特別教室 机の下に入る。
机がない場合は教科書や上着などで頭を隠す。
ヘルメットや帽子があれば着用する。
 - ・ 廊下 「ガラスの多いところ」では教室に入る。
 - ・ 図書室・理科室・家庭科室 . . . 棚から離れる。
 - ・ 校庭 校舎の壁際から離れ、校庭の中央を目指す。
 - ・ 教師も児童も「机の下に入れ!」「棚から離れろ!」などと声を掛け合う。

（2） 身の安全を図りながら、次の行動を想定する。

- ・ 使用中の火を消す。
- ・ 出火はないか。
- ・ 負傷者はいないか。
- ・ 転倒・倒壊物の下敷きになっている者はいないか。



【大揺れがおさまってくる 1～2分前後】

（1） 周りの状態をしっかり見る。自分の役割につく。

- ・ 学年主任は「出火」「負傷者」「転倒・倒壊物の下敷き」等を確認し、職員室に連絡する。
学年主任は、職員室での指示を受け、避難経路等を2組担任に伝える。

☆ 停電により校内放送が使えない場合が想定されるので、教職員は大声で連絡を取り合い、児童を校庭に避難させる。特に低学年児童の保護誘導を優先に考える。

- 本部長は地震発生後数分間の情報に基づいて、当面の対処の指示。
- 市教委とMCA無線機にて情報交換を行う。
- MCA無線機、校内放送の確認、万一停電の時は、ハンドメガホンを利用する。
- 児童の下校に関して、通学路危険箇所等の情報集約を行う。（通学路確認班）
 - 学校北方面（緑） 図書館司書業務
 - 学校東（赤） 学校栄養業務・（学校業務）
 - 学校南（青） 少人数指導・かがやき
- 児童の下校、引渡書の準備（教務主任・学年主任）

〈火災が発生している場合〉 火災発生時の対応マニュアル p 9 参照

職員は「警備及び防火・防災計画」の自衛消防組織活動に従って行動する。

〈消火、救出・蘇生等応急手当、負傷者搬送等の緊急行動が必要な場合〉

- ①周りの者を伝令として必要な部署、担当者へ走らせる。
- ②必要な資機材を用意させるなどの的確な指示を与える
- ③二次災害の危険回避に注意して、その場に必要な対処をする。

〈消火、救出・蘇生等応急手当、負傷者搬送等の緊急行動の必要がない場合〉

児童の混乱沈黙、秩序維持を指示し、所定の手順に従って安全確保に努める。

- ・校庭に児童を集合させ人員点呼し、けが等の確認（避難訓練と同様）

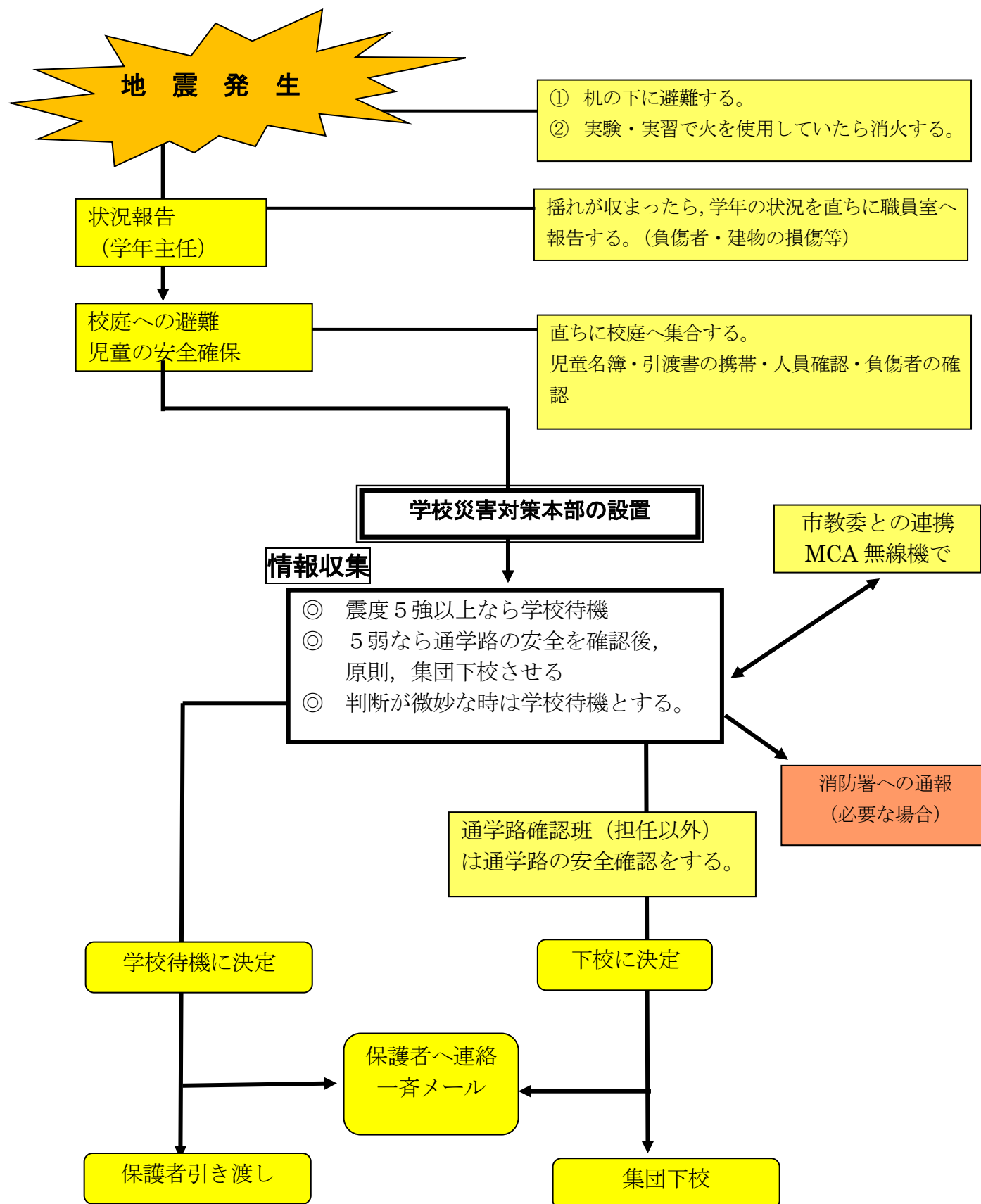
《早 朝》

- ・校長・副校長は「児童自宅待機」の可否を速やかに決定し、「自宅待機」の場合、緊急連絡網（メール配信システム）による伝達の手配をする。同時に、登校した児童の保護態勢をとる。

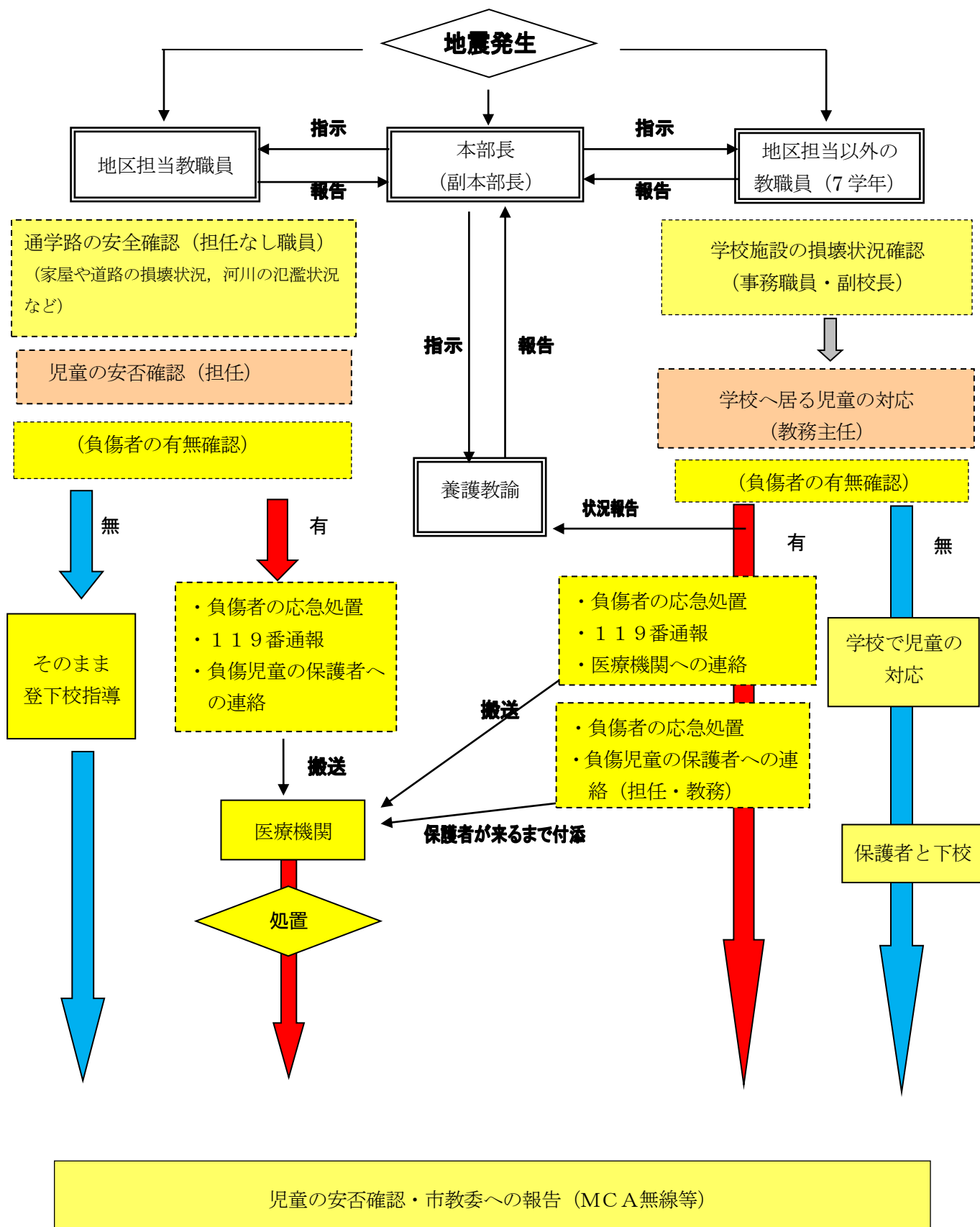
《休日・夜間》

- ・停電、交通網の混乱が予想されるので、学校の被害状況は学校近くの職員が現場を確認し、校長へ連絡（電話、メール）する。
- ・校長、副校長は速やかに学校へ向かい、被害状況を確認した上で市教委へ報告する。校長、副校長は今後の対応策を協議し、必要に応じて職員に連絡する。
- ・被害が甚大で、地区内児童の家屋等が倒壊していると判断できる場合は、学校は地区住民の避難場所になるため、学校を開放できる準備を進める。（避難者支援マニュアル参照）

(1) 地震発生時の対応マニュアル（学校内教育活動中）

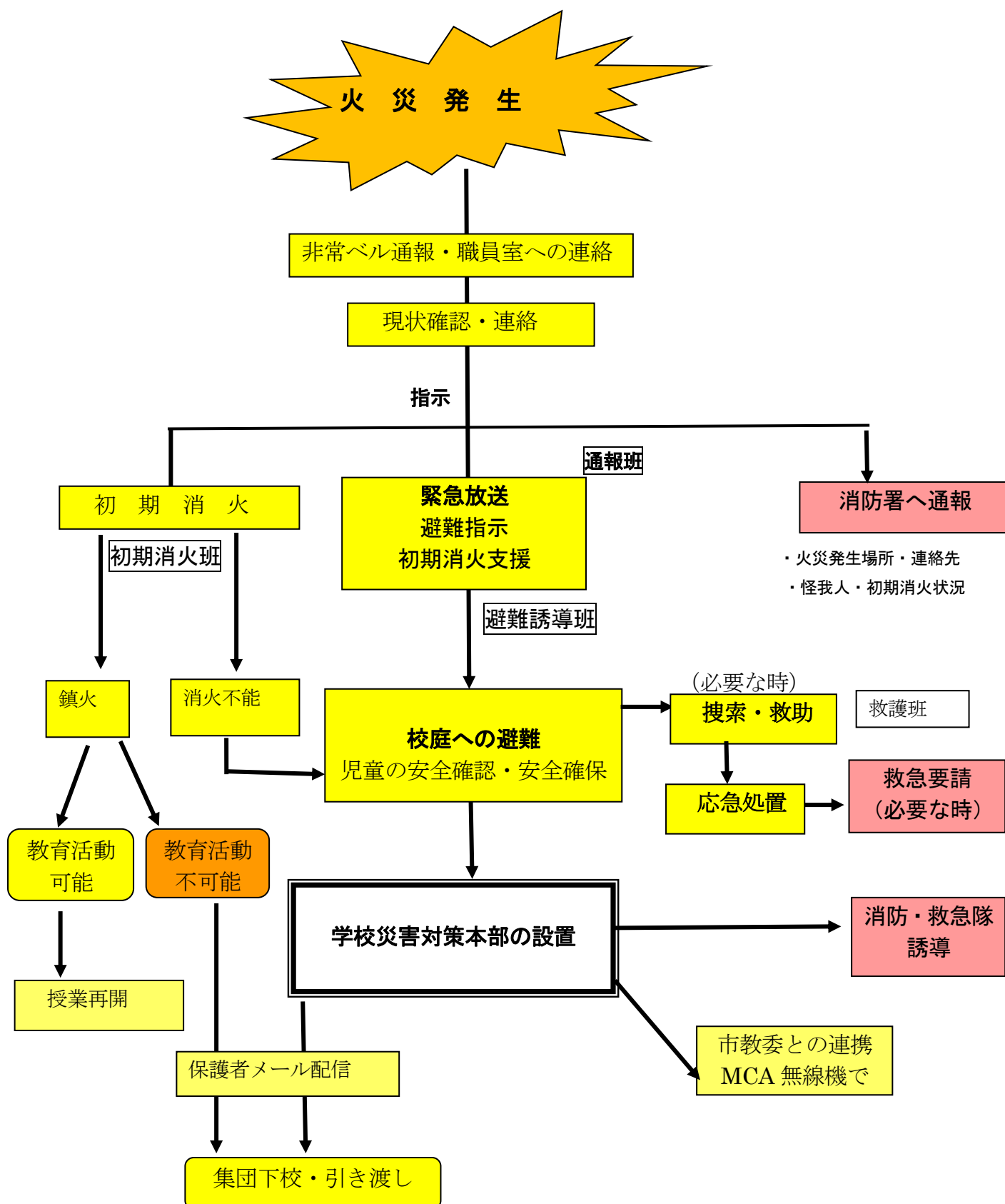


(2) 地震発生時の対応マニュアル（登下校中）



2 火災発生時の対応

(1) 学校内教育活動中における火災発生時の対応マニュアル



2 気象災害（雷・竜巻・突風・大雨発生時等）への対応

(1) 雷発生時

落雷による事故は、生命に危機を及ぼす重大な事故になりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外での活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断し避難等の対応を行う。

(1) 情報収集

- ・テレビ・インターネット等で雷注意報や、雨雲の様子等の気象情報を入手する。
- ・積乱雲は急に発達することがあるため、屋外では、活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、レーダーナウキャスト等の気象情報を入手して最新の状況把握に努める。

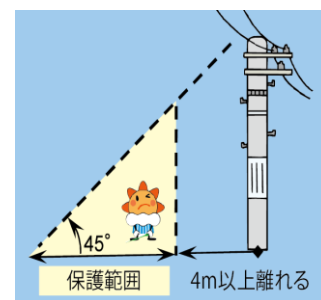
(2) 具体的対応

予想される状況	教職員の対応	児童児童等の対応
・雷注意報の発表。 ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。 ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。 ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。 ・近くに雷が落ちる。	・速やかに児童を屋内に避難させる。 ・校庭やプールでの活動、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に避難させる。	・教職員の指示に従い、すみやかに屋内に避難する。 【登下校時】 ・雷の活動は短時間でおさまることが多いので、無理に帰宅せず、屋内へ避難をする。 ・自転車に乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。
・雷の活動が止む。	・雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があることから安全な場所での待機を指示する。 ・一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する。 ・その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。	・教職員の指示に従い、安全な場所で落ち着いて待機する。 【登下校時】 ・雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があるので、安全な場所で待機する。 ・一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づくことを想定し、新しい雷雲の接近に常に注意する。

☆雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくる。また、雨が降っていなくても落雷はある。

【避難場所等に関する留意点】

- ・建物の中、自動車の中へ素早く避難する。
- ・軒先や外壁は雷の通り道になることに注意する。（雨宿りは危険）
- ・近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを 45 度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から 4 m 以上離れたところ（保護範囲）に避難する。
- ・雷の活動が止み、20 分以上経過してから安全な空間へ移動する。



（２） 局所的大雨に対する留意点

急激な積乱雲の発達は、落雷、竜巻等突風の他に、短時間での局所的な大雨（ゲリラ豪雨）をもたらす危険性もあることから、以下の点についても留意する。

- 1 時間に 20 ミリ以上の強い雨のとき・・・側溝や下水、小さな川が溢れる。
1 時間に 50 ミリ以上の非常に激しい雨のとき
・・・地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れたりする。
短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に避難させ、外に出さない。
- 休日や登下校時等においても、児童等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、以下の点について十分理解させておく。
 - ① 積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風について
 - ② 積乱雲の近づく兆しがある場合のとりべき行動について
 - ③ 雷や竜巻等突風の特性について
 - ④ 安全な避難場所について等
- 校外活動中は教職員の指示や人員を把握しにくい状況であることを考え、早めの避難開始を心がける。また、樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意させる。

* 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したときに、各地の气象台が発表。大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表するもの。発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。

(3) 竜巻・突風

竜巻等突風については発生予測が困難であり、生命に危機を及ぼす重大な事故になりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外での活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断し避難等の対応を行う。

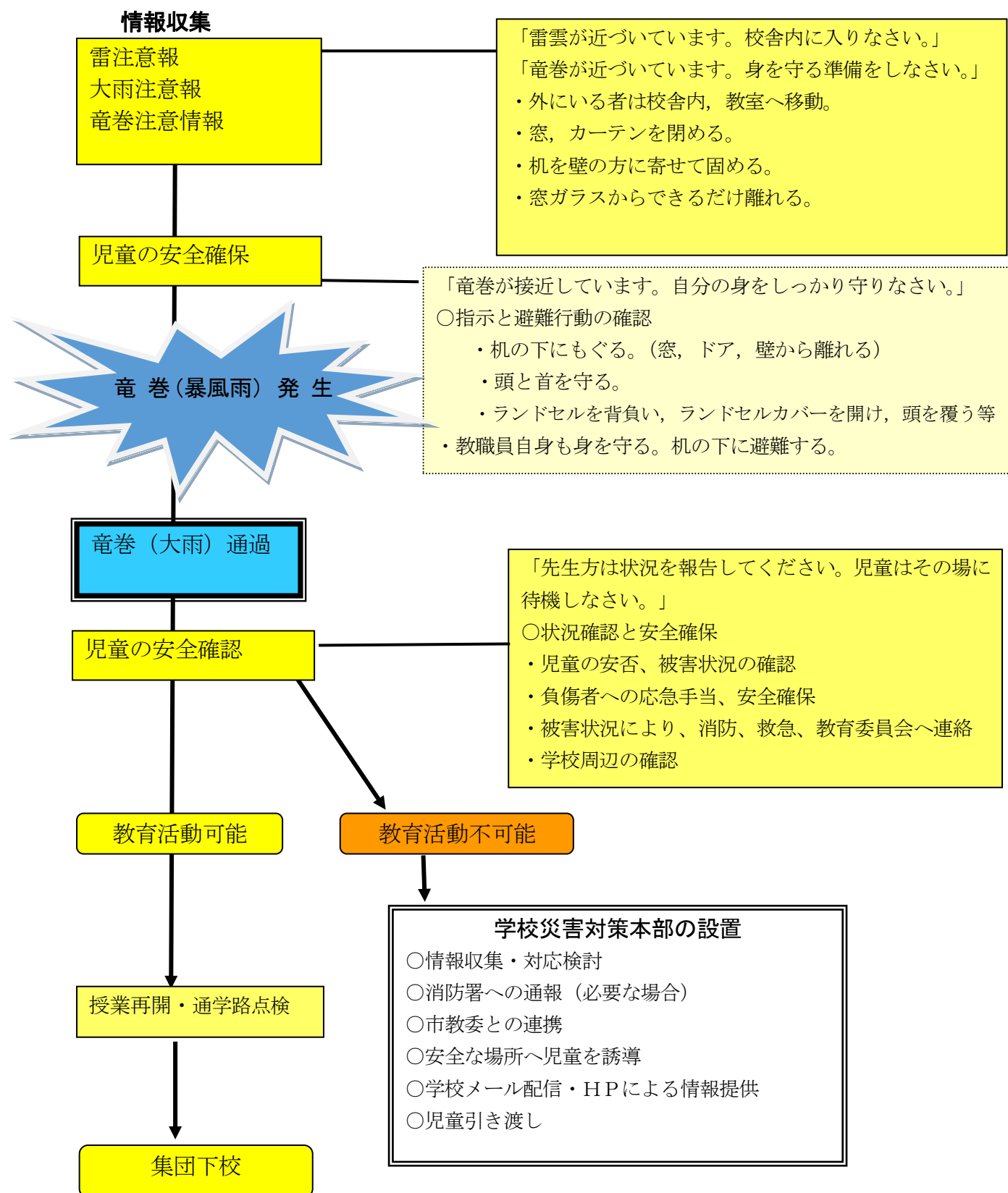
(1) 事前指導

登下校中での発生に備え、児童等が自分で判断し身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、竜巻等突風発生時のとるべき行動、安全な避難場所等について、十分理解させておく。

(2) 具体的対応

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
【竜巻の接近】 ・竜巻注意情報の発表。	【初期対応】 ①気象情報を随時確認 ②児童等の安全確保について検討 ③教職員の体制整備 ・転倒や移動のおそれのあるものを固定する。 ・風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止等を図る。	・教職員の指示に従い、屋外にいる場合は早期の避難、屋内にいる場合は避難場所の確認等、適切な安全確保に努める。
	【校内】 ・屋外にいる場合 空の様子に注意し、早めに校舎内に避難させる。 ・屋内にいる場合 空の様子に注意し、より頑丈な建物、また 建物の最下階 への移動を検討する。 【登下校時】 ・登校前 緊急連絡網等を用い、家庭での待機を呼びかける。 ・下校前 原則、学校待機とする。	・教職員の指示に従い、早めに避難する。
【竜巻の通過】 ・漏斗状の雲 ・ジェット機のような轟音 ・耳に異常を感じるほどの気圧の変化。 ・竜巻等突風の接近。	【校内】 児童を教室に集め、教室の窓、カーテンを閉め、窓からできるだけ離れさせ、身の回りの物で頭と首を守らせる。 窓のない部屋の壁に近い所で避難姿勢をとらせる。 【登下校時】 緊急連絡網等を用い、できる限り家庭での待機を呼びかける。 児童を校舎内に避難させ、天候が回復するまで待機させる。	・自分自身で空の様子に注意し、近くの頑丈な建物の中に早めに避難する。 ・教職員の指示に従い、避難するとともに、適切な安全確保に努める。 ・竜巻を見続けることなく、直ちに近くの頑丈な建物に避難する。 ・頑丈な建物がない場合は、近くのくぼみに身を伏せ、頭と首を守る。 ・橋や陸橋の下に行かない。 ・竜巻を見続けない ・飛来物に注意する。

(4) 学校内教育活動中における竜巻等発生時の対応マニュアル



Ⅲ 事後の危機管理

1 災害対策本部の設置

- ・災害の規模・被害状況等を踏まえた、学校としての組織的な災害対応
- ・保護者からの問い合わせへの対応者の設定（副校長）
- ・消防防災計画で定める自衛消防組織編成
（本部長が不在の場合は副本部長が指揮を執ることとする）

2 被害状況の確認等

- ・児童の安否確認及び心理面の状況把握
- ・学校施設，ライフライン等の被害状況の確認
- ・児童の家族及び住居等の被害状況の確認
- ・通学路等，近隣の状況把握。避難所開設の見極め（教育委員会，防災担当部署との情報交換）
- ・避難所開設の仮準備（必要に応じて）
- ・保護者，近隣地域住民組織等からの問い合わせに対する応答内容の統一と専従者設置（副校長）

3 被害状況を踏まえた対応

- ・教育委員会への被害状況の報告，連携
 - ・学校施設，ライフライン等の復旧
- ・通学路の安全確保
- ・余震に備えて，校内危険箇所の明示，帰宅困難者の使用区域の設定，立ち入り禁止区域の明示
- ・児童の心のケア

4 応急的な教育計画の作成

- ・教育施設の破損等がある場合の応急的な教育計画の作成と，保護者及び児童への連絡
- ・自宅学習を支援する学習課題等の提示
- ・注意事項等の情報発信

5 避難所運営支援

- ・市町村・自主防災組織等との協議による学校施設の利用計画を事前に明示

IV 事故等への対応

1 校外学習時における交通事故

○具体的対応

〈応急手当〉

- ・負傷した児童の応急手当を講じる。
- ・校長か、同乗している教員等が必要に応じて救急車を要請する。
- ・担任は他の児童のけがの状況を把握し、落ち着かせる。

〈責任者としての指示〉

- ・校長は事故の状況を把握するとともに、引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。また、記録を取る。
- ・校長は担任、教諭、養護教諭等に、救急車で病院に運ばれた児童の付き添い、負傷の程度の把握を指示する。けがのない児童への対応を指示する。
- ・対策本部を設置し、校長は病院にいる教員と緊密な連絡をとる。必要に応じ校長は病院へ向かう。
- ・校長は学校・教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察、マスコミ関係等の対応をする。

〈他の児童への伝達〉

- ・児童を集め、事実を正確に伝え、動揺を抑えるとともに、以後の日程変更について伝える。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- 1 学校では連絡を受けた副校長は、教員間で情報を共有するとともに、傷病者の保護者に事故の発生を報告する。
- 2 教育委員会の指導を受け、対策本部と連絡を密にする。
- 3 緊急職員会議を招集し、対応策を検討する。
- 4 （旅行取り扱い業者と連携し、）入院児童の保護者に、現地へ向かう旨の説明を行う。

事後措置

- 1 校長は、現地で経緯を簡潔かつ正確に記録する。また、副校長は、学校で経緯を簡潔かつ正確に記録し、職員間の情報を共有させる。
- 2 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意をもって対応する。
- 3 他学年の児童に事情を正しく説明する。
- 4 P T Aの緊急役員会の開催や家庭通知の配布により、正確な情報を全保護者に提供し、理解を求める。
- 5 帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- 6 副校長、教職員で現地に残された児童の見舞いと付き添いの交代、現地での事後処理にあたる。
- 7 事故車に同乗していた児童については、後遺症に配慮し、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等によるケアを行う。

2 食中毒

○具体的対応

《処置，報告等》

- 1 校長は，電話で食中毒の概要を教育委員会に報告する。
- 2 学校医・学校薬剤師に報告し，症状のある児童の措置や二次感染の防止について指導を受ける。
- 3 教職員間の情報共有を行った上で，出席している児童の健康状況に応じ，授業や行事の実施等の可否を判断する。また，翌日以降の健康診断，出席停止，臨時休業，消毒，その他事後の計画を立てる。

《状況の把握，報告》

校長は，欠席者及び体調不良者が平常時より多い状況であれば，食中毒の可能性を想定し，欠席児童も含めた有症者の数を症状別に把握し，速やかに教育委員会に報告する。（学年，学級，男女別の一覧表にする。職員に症状があれば，含める。）

《情報の収集》

- ・学校医や保健所から，地域の感染症の情報を得る。
- ・感染症の疑いも視野に入れた場合，発生前2週間以内の食物を扱った実習，行事等についても把握する。

《指示に基づく対応》

食中毒の疑いがあるときは，学校医，学校薬剤師，教育委員会に連絡し，その指示を受ける。

- 4 学校給食の中止等については保健所の指導，学校医・教育委員会の助言を総合的に判断し決定する。
- 5 保健所，教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- 6 教職員の役割分担を明確にし，的確な対応を図る。（児童の健康状況の把握，対応の記録，教育委員会等への報告，関係機関への連絡，外部からの問い合わせへの対応など）
- 7 外部へ情報を提供する場合，窓口を一本化し，複数の異なる情報が交錯し，混乱することがないように配慮する。

児童・保護者への連絡等

- 1 児童，保護者に状況を説明し，衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。
- 2 検査（検便等）や調査についての協力を要請する。
- 3 入院している児童や登校していない児童については，担任等が速やかに見舞う。また，保護者に改めて状況を説明するとともに状況の確認に努める。

事後措置

- 1 校長は，情報を整理して食中毒の原因を調査して状況報告書を作成し，教育委員会へ提出する。
- 2 要点をまとめ整理した上で，教職員へ周知し，再発防止に努める。
- 3 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し，教育委員会・関係機関等と協議し，改善を図る。
- 4 保護者に，独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについて説明を行う。
- 5 児童の心のケアを行う。

3 食物アレルギーによるアナフィラキシー

○具体的対応

《傷病等の状況把握》

- ・意識や正常な呼吸の有無などを迅速に把握する。

《救急車要請，応援要請》

- ・その場から救急車の要請等を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。

《応急手当，心肺蘇生法》

- ・安静にさせる。
- ・ショック体位（足側を15～30cm高くする姿勢）をとらせる。
- ・気道の確保を行う。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・エピペン注射液が処方されている児童の場合は，直ちに使用する。（使用した際は，時間を記録し，使用した旨を救急隊に伝え，使用済の注射器を渡す。）
- ・意識がなく，呼吸がない，または，異常な呼吸を認める場合は，AEDの使用を含む心肺蘇生法を実施する。
- ・移動する場合には，担架等で体を横たえられるものを使用する。

《指揮命令者による指示》

- ・指揮命令者が，対応に当たる教職員に役割分担を指示する。また，記録を取る。
- ・対応について報告させ，状況について把握する。

《救急車への同乗》

- ・最初に対応した教職員が，救急車に同乗し，事故発生時の状況を医師に報告する。

《情報の管理》

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに，噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡等

- 1 担任（不在時は副校長など他の教職員）は，保護者に連絡し，経過や症状，搬送先病院など事実を伝える。また，主治医及び学校医に連絡する。
- 2 管理職と担任は，速やかに病院に駆けつけ，児童を見舞うとともに，保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は，教育委員会へ電話等で第一報を報告する。
- 4 校長は，学校医に連絡し，指導・助言を受ける。

事後措置

- 1 副校長は，担任，養護教諭等関係者から情報を集め，経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 2 外部に情報を提供したり，マスコミ関係に応じたりする場合，個人情報に配慮するとともに，窓口を一本化する。
- 3 原因，対応等を分析し，体制の見直しや研修等の再発防止策を講じる。

その他

詳細については市教育委員会で作成した「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を参照

4 熱中症への対応

○ 事前の危機管理

- ・こまめに暑さ指数を確認し、活動内容を検討する。

○活動中

- ・顔色や汗のかき方を十分に観察する。
- ・適切な飲水行動、こまめな休憩をとる。

○熱中症が疑われるときの具体的対応

《傷病等の状況把握》

- ・意識や正常な呼吸の有無などを迅速に把握する。

めまい・顔のほてり・筋肉のけいれん・吐き気・皮膚の熱さ・異常な汗・歩行の異常

《救急車要請，応援要請》

- ・状況に応じで，その場から救急車の要請等を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。

《応急手当・心肺蘇生法》

- ・涼しい場所に移動させる。
- ・衣服を脱がし，体を冷やして体温を下げる。
- ・塩分・水分を補給する。（嘔吐，意識が無いときは無理しない。）
- ・意識がなく，呼吸がない，または，異常な呼吸を認める場合は，AEDの使用を含む心肺蘇生法を実施する。
- ・移動する場合には，担架等で体を横たえられるものを使用する。

《指揮命令者による指示》

- ・指揮命令者が，対応に当たる教職員に役割分担を指示する。また，記録を取る。
- ・対応について報告させ，状況について把握する。

《救急車への同乗》

- ・最初に対応した教職員が，救急車に同乗し，事故発生時の状況を医師に報告する。

《情報の管理》

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに，噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡等

- 1 担任（不在時は副校長など他の教職員）は，保護者に連絡し，経過や症状，搬送先病院など事実を伝える。また，主治医及び学校医に連絡する。
- 2 管理職と担任は，速やかに病院に駆けつけ，児童を見舞うとともに，保護者に状況を詳しく説明する。
- 3 校長は，教育委員会へ電話等で第一報を報告する。
- 4 校長は，学校医に連絡し，指導・助言を受ける。

事後措置

- 1 副校長は，担任，養護教諭等関係者から情報を集め，経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 2 外部に情報を提供したり，マスコミ関係に応じたりする場合，個人情報に配慮するとともに，窓口を一本化する。
- 3 原因，対応等を分析し，体制の見直しや研修等の再発防止策を講じる。

V 新たな危機事象への対応

1 弾道ミサイル発射に係る対応

(1) 弾道ミサイルの特徴

- ・弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾する。
- ・弾道ミサイル着弾時には、爆風や破片などによる被害が想定される。

(2) 情報

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）

(3) 行動方法 状況を判断し、自ら身の安全を確保できるよう落ち着いて行動できるようにさせる。

爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る。

- ・登下校中・屋外にいる場合・・・近くの建物の中に避難。
- ・屋内にいる場合・・・窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
カーテンを閉め、窓から離れる。

- ・建物がない場合・・・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

※テレビ・ラジオ・携帯電話等での情報収集に努め、適切な避難行動がとれるようにする。

(4) 事後の対応

学校災害対策本部の設置

- ・情報収集・対応検討
- ・児童安全確認
- ・市教委との連携
- ・学校メール配信・HPによる情報提供
- ・児童引き渡し

2 弾道ミサイルを想定した対応行動訓練

	状 況	児童生徒の行動	教員の行動・役割点
1 緊急放送	・職員室より、放送を流す。 「訓練、訓練。ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。直ちに避難行動をとってください。」 	・避難指示の緊急放送を聞き、自らの判断で、安全な場所へ移動し身を守る。 事前に学習した その場に応じた適切な行動をとる。 ・教室や特別教室 ⇒窓から離れて、机の下にもぐり頭や体を守る。 ・廊下⇒窓から離れて頭や体を守る。 ・体育館 ⇒窓から離れて頭や体を守る。落下物に気を付ける。 ・校庭 ⇒校舎内に避難する。	・避難指示の緊急放送をしっかり聞き取らせる。 ・その場に応じた避難行動を指示する。 ・対応行動ができていない児童生徒への注意、自力で避難できない児童生徒の行動にも気を配る。

2 解除放送	放送を流す。 「訓練，訓練。弾道ミサイルは通過しました。避難行動を解除してください。各クラスで児童生徒の安全確認を行ってください。」	・教職員や校内放送の指示を静かに聞く。 ・放送を受けて，その場での避難行動を解除する。	・放送を静かに聞かせる。 ・教室内外にいる児童生徒を速やかに教室へ誘導する。 ・教室移動後，座席に座らせるなどして児童生徒の安全確認を行う。 ・必要に応じて，担任以外の職員が，校内の安全確認を行う。 ・けが人等がいた場合には，応急手当を行うとともに，関係機関や保護者へ連絡するなど，緊急連絡体制を事前に整えておく。 ○学年主任は，学年の児童の健康状態や人数を確認し，職員室へ報告する。
3 ふり返り		・自分の行動をふり返る。	・訓練のふり返りを行う ・登下校時の避難行動の確認

2 学校への犯罪予告

インターネット上の犯罪被害 等

○ 校長は，電話で概要を教育委員会に報告し，指示を仰ぐ。

3 不審者侵入 (別冊「不審者対応マニュアル」参照)